

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	188	巻末資料	<p>補装具費支給制度の概要</p> <p>1 制度の概要 障害者が日常生活を送るうえで必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上をはかることおよび障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具(「補装具種目一覧」を参照)について、<u>購入または修理に要した費用(基準額)の100分の</u> <u>削除</u></p>	<p>90に相当する額(補装具費)を支給する。</p> <p>2 対象者 補装具を必要とする障害者、障害児</p> <p>3 実施主体 市町村</p> <p>4 申請方法等 障害者(障害児の場合は扶養義務者)が市町村長に申請し、身体障害者更生相談所等の判定または意見にもとづく市町村長の決定により、補装具費の支給を受ける。</p>
			<p>補装具費支給制度の概要</p> <p>1 制度の概要 障害者が日常生活を送るうえで必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上をはかることおよび障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具(「補装具種目一覧」を参照)について、補装具費を支給する。</p>	<p>2 対象者 補装具を必要とする障害者、障害児、<u>難病患者等</u> ※<u>難病患者等については、政令に定める疾病に限る</u></p> <p>3 実施主体 市町村</p> <p>4 申請方法等 障害者(障害児の場合は扶養義務者)が市町村長に申請し、身体障害者更生相談所等の判定または意見にもとづく市町村長の決定により、補装具費の支給を受ける。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
2	189	巻末資料	<p>日常生活用具給付等事業の概要</p> <p>1. 事業の概要 この事業は、 ^{削除} 重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与することなどにより、福祉の増進に資することを目的とした事業である。市町村が行う地域生活支援事業のうち、市町村が必ず取り組まなければならない必須事業のひとつとして規定されている。</p> <p>2. 対象者 日常生活用具を必要とする障害者、障害児</p> <p>3. 実施主体 市町村</p> <p>4. 種目 <u>厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜をはかる</u></p>	<p>ための用具は、下記のとおりであるが、具体的な日常生活用具の対象品目は、市町村が地域の実情に応じて決定する。</p> <p>(1)介護・訓練支援用具 (2)自立生活支援用具 (3)在宅療養等支援用具 (4)情報・意思疎通支援用具 (5)排泄管理支援用具 (6)居宅生活動作補助用具(住宅改修費)</p> <p>5. 申請方法等 市町村長に申請し、市町村による給付等の決定後、給付等を受ける。</p>
			<p>日常生活用具給付等事業の概要</p> <p>1. 事業の概要 障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与することなどにより、福祉の増進に資することを目的とした事業である。市町村が行う地域生活支援事業のうち、市町村が必ず取り組まなければならない必須事業のひとつとして規定されている。</p> <p>2. 対象者 日常生活用具を必要とする障害者、<u>障害児、難病患者等</u></p> <p><u>※難病患者等については、政令に定める疾病に限る</u></p>	<p>3. 実施主体 <u>市町村</u></p> <p>4. 種目 <u>詳細は厚生労働省告示第 529 号を参照</u></p> <p>(1)介護・訓練支援用具 (2)自立生活支援用具 (3)在宅療養等支援用具 (4)情報・意思疎通支援用具 (5)排泄管理支援用具 (6)居宅生活動作補助用具(住宅改修費)</p> <p>5. 申請方法等 市町村長に申請し、市町村による給付等の決定後、給付等を受ける。</p>